



金沢市公報

第2637号

平成21年(2009年)10月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●公告		●農業委員会告示	
○予防接種を行うことについて (健康総務課)	1	○平成21年第10回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	5
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の変更について (都市計画課)	2	●公営企業告示	
○土地区画整理事業の施行の認可について (市街地再生課)	5	○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建設課)	5

公 告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年10月21日

金沢市長 山 出 保

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条の2に規定する者
- 3 予防接種を行う期間
平成21年10月21日から同年12月31日まで。ただし、次に掲げる者については、当該期間の終期を平成22年1月7日とする。
 - (1) 平成21年12月21日から同月31日までに65歳になる者
 - (2) 心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定する者のうち平成21年12月21日から同月31日までに60歳になる者
- 4 予防接種を行う場所
別表のとおり
- 5 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
 - (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
水 口 雅 之	ふれあいクリニック	金沢市彦三町2丁目10-13

中 田 理 也 中 田 理	なかた整形外科クリニック	金沢市吉原町ハ21
井 口 晶 晴	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年10月21日

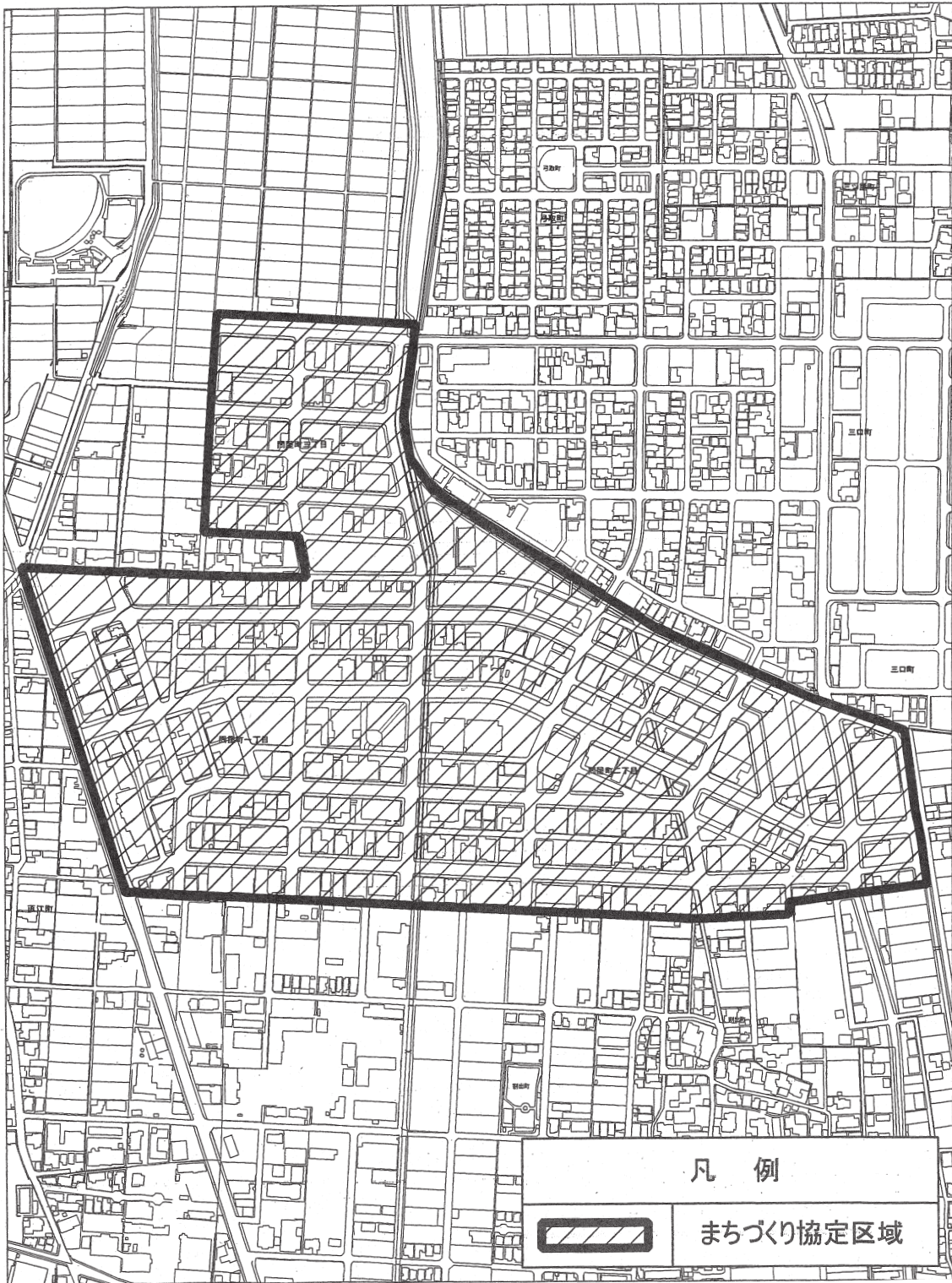
金沢市長 山 出 保

- 1 協定を締結した相手方
問屋町地区住民等
- 2 協定を変更した年月日
平成21年10月15日
- 3 協定番号
12
- 4 協定の名称
問屋町地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変更前	変更後
建築物等の用途の制限	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する宿泊休憩施設（俗称「ラブホテル等」）及び金沢市モーター類似施設設置規制指導要綱（昭和59年告示第5号）第2条に規定するモーター類似施設 (2) ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) カラオケボックス (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 集会場のうち、葬儀業の用に供するもの（俗称「セレモニーホール等」） (6) 畜舎 (7) 工場のうち、営業事務所等を併設しないもの	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する宿泊休憩施設及び金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号）第2条第1項に規定するラブホテル等 (2) 専ら住宅の用に供する建物（住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿） ただし、1階部分が店舗、事務所等の兼用住宅を除く。 (3) ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックス (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 集会場のうち、葬儀業の用に供するもの（俗称「セレモニーホール等」） (7) 畜舎 (8) 工場のうち、営業事務所等を併設しないもの
	(1) 住宅等は、敷地内及び近接地において戸数以上の駐車場を確保すること。 (2) 駐車場は、できるだけ緑化を図るなど、まちなみ景観に配慮し、敷地内に空閑地がある	(1) 開発事業に当たっては、あらかじめ協同組合金沢問屋センターと協議すること。 (2) 建築物を建築する場合は、敷地内又は近接地において必要な数の駐車場を確保するこ

その他の事項	<p>場合、まちなかの憩いスポットとして機能するようベンチや木陰等の配置に努めること。</p> <p>(3) 地下水は、冷暖房及び融雪用等の雑用水に使用しないこと。</p> <p>(4) 駐停車中の車両は、アイドリングを行わないこと。</p>	<p>と。</p> <p>(3) 駐車場は、できるだけ緑化を図るなど、まちなみ景観に配慮し、敷地内に空地がある場合、まちなかの憩いスポットとして機能するようベンチや木陰等の配置に努めること。</p> <p>(4) 店先や建物の周りに植栽を設けたり、窓辺などに花や緑を飾るなどして、訪問者を暖かく迎え入れるよう、さらに従業員にとって気持ちよく従事できるよう、緑化に努めること。</p> <p>(5) 住民及び事業者は、ゴミゼロを目指し道路、公園等の公共空間の清掃に積極的に取り組むこと。また、ゴミのポイ捨てをしないよう呼びかけを行うこと。</p> <p>(6) 地下水は、冷暖房及び融雪用等の雑用水に使用しないこと。</p> <p>(7) 駐停車中の車両は、アイドリングを行わないこと。</p>
--------	---	--

問屋町地区まちづくり協定区域図



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年10月21日

金沢市長 山 出 保

- 1 施行者の名称
石川県土地開発公社
- 2 事業施行期間
平成21年10月21日から平成28年3月31日まで
- 3 施行地区
金沢市湊三丁目、近岡町及び御供田町トの各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
金沢港東部工業用地土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
金沢市幸町12番1号
- 6 施行認可の年月日
平成21年10月14日
- 7 施行者の住所
金沢市幸町12番1号
- 8 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 9 公告の方法
石川県土地開発公社の掲示場及び金沢市役所の掲示場に掲示する

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成21年第10回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年10月21日

金沢市農業委員会
会長 朝 倉 忍

- 1 日時
平成21年10月28日 午後3時
- 2 場所
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
 - (2) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
 - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - (4) 非農地証明願について
 - (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第17号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成21年10月21日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成21年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 三池新町、高柳町及び三池高柳土地区画整理事業地の各一部
 - (2) 福久町の一部
 - (3) 北塚町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

平成21年(2009年)10月21日 印刷

発行人

金 沢 市

平成21年(2009年)10月21日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)